

(案)

府 消 委 第 号

令和 4 年 12 月 ●● 日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

消費者委員会

委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和4年11月30日付消食表第526号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

令和4年12月〇〇日

消費者委員会

委員長 後藤 卷則 殿

消費者委員会食品表示部会

部会長 受田 浩之

食品表示部会報告書

令和4年11月30日付消食表第526号をもって諮問のあった件につき、審議のうえ、別記のとおり議決したので報告します。

(別記)

1. 審議経過

令和4年11月30日付消食表第526号をもって諮問のあった件につき、食品表示部会において審議を行い、令和4年12月7日の食品表示部会において、「2. 審議結果」のとおり議決した。

2. 審議結果

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

以上

(案)

府消委第 号

令和4年12月●●日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

消費者委員会

委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和4年11月30日付消食表第526号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、以下〇〇を除き、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

① . . . . .

② . . . . .

③ . . . . .

令和4年12月〇〇日

消費者委員会

委員長 後藤 卷則 殿

消費者委員会食品表示部会

部会長 受田 浩之

食品表示部会報告書

令和4年11月30日付消食表第526号をもって諮問のあった件につき、審議のうえ、別記のとおり議決したので報告します。

(別記)

1. 審議経過

令和4年11月30日付消食表第526号をもって諮問のあった件につき、食品表示部会において審議を行い、令和4年12月7日の食品表示部会において、「2. 審議結果」のとおり議決した。

2. 審議結果

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、以下〇〇を除き、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

① . . . . .

② . . . . .

③ . . . . .